

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年7月11日

金 曜 日

第 3787 号

## 目 次

### 告 示

- 堤防と道路との兼用工作物の管理 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定  
自立支援医療機関の指定 2
- 小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 3

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4
- 富山県立中央病院の物品等調達に係る一般競争入札の実施 5

## 告 示

### 富山県告示第336号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県新川土木センターに備え置いて縦覧に供する。

平成26年7月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 河川の名称

二級河川片貝川水系片貝川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

魚津市東蔵1143番2地先から同市山女字堀田 428番3地先まで

## 4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 魚津市

住所 魚津市釈迦堂 1 丁目 10 番 1 号

## 5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 6 管理の期間

平成26年7月11日から道路の存続する日まで

**富山県告示第337号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定  
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成26年7月11日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
クスリのアオキ 氷見幸町薬局	氷見市幸町7番 22号	精神通院医療		平成26年6月1日

**富山県告示第338号**

小型機船底びき網漁業の許可の申請期間について

富山県漁業調整規則（昭和39年富山県規則第61号）第7条第2項の規定により、次に掲げるA海域以外の海域を操業区域とする漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間を次のとおり定めたので、同規則第7条第3項の規定により公示する。

平成26年7月11日

富山県知事 石 井 隆 一

**A海域**

下記の(1)及び(2)を結んだ直線と(2)から(3)までの150メートル等深線並びに(3)から(9)までの17点を順次結んだ16直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- (1) 富山県と石川県との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から80度00分（真方位。以下この表において同じ。）の線と150メートル等深線との交点
- (3) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と150メートル等深線との氷見市阿尾鼻からの最初の交点
- (4) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市伏木港右岸赤燈台から40度00分の線との交点
- (5) 高岡市伏木港右岸赤燈台から40度00分の線上1.6海里の点
- (6) 高岡市伏木港右岸赤燈台から60度00分の線上1.7海里の点
- (7) 高岡市伏木港右岸赤燈台から60度00分の線と氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線との交点
- (8) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線との交点
- (9) 高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線と射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線との交点
- (10) 射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線と富山市水橋漁港西防波堤突端から323度00分の線との交点
- (11) 富山市水橋漁港西防波堤突端から323度00分の線上2.6海里の点

- (12) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332度00分の線上 2.6海里の点
- (13) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332度00分の線上 3.0海里の点
- (14) (13)の点と片貝川河口左岸とを結んだ線と滑川市櫛原神社森の頂点と黒部市生地鼻から 270度00分の線上 2.0海里の点とを結んだ線との交点
- (15) 黒部市生地鼻から 270度00分の線上 2.0海里の点
- (16) 下新川郡入善町芦崎西端から 315度00分の線上 2.0海里の点
- (17) 下新川郡入善町吉原と入善町田中との最大高潮時海岸線における境界点から 0度00分の線上 2.0海里の点
- (18) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点から 356度00分の線上 2.0海里の点
- (19) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点

申請期間

平成26年8月1日（金）から同月15日（金）まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年7月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ砺波店 砺波市中神土地区画整理事業地内29街区

2 店舗を設置する者 株式会社ノースランド

3 変更事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所 敷地北側ほか

(変更後) 3箇所 敷地北側ほか

- 4 変更の日 平成26年7月3日
- 5 変更の理由 計画していた南側出入口No.1を搬入車両専用出入口とするため
- 6 届出の日 平成26年6月26日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成26年7月11日から平成26年11月11日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

### 富山県立中央病院の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県立中央病院の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年7月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品等の名称及び数量  
感染管理支援システム 1式
  - (2) 調達物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成27年3月31日
  - (4) 納入場所

## 富山県立中央病院

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札参加資格において、「A」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 障害発生時や業務上必要な場合における協力体制が、運用保守業者との間で確立できること。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能、故障時等の対応等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8550 富山市西長江二丁目 2 番78号

富山県立中央病院医療情報部（外来診療棟 4 F）

電話 076-491-7164

- (2) 入札説明書の交付方法

平成26年 7 月 11 日から平成26年 7 月 22 日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までに、(1)の場所において希望者に無料で交付する。

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A 4 版が入る返信用封筒（郵便番号、住所及び宛先を明記すること。）に 140 円分の郵便切手を添付して、(1)の機関に申し込むこと。

## (3) 入札書の提出期限

平成26年7月29日 午後5時15分

## (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

## 5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年8月4日 午前11時

(2) 開札場所 〒 930-8550 富山市西長江二丁目2番78号  
富山県立中央病院会議室52

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲

内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

#### 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。